

(2) 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本（2）において同じ意味で用います。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません（投信法第203条第2項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令で定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者の承認を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

(3) 資産の運用の制限

本投資法人は、A. 本投資法人の執行役員又は監督役員、B. 本投資法人の資産の運用を行う資産運用会社、C. 本投資法人の執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、D. 本投資法人の資産の運用を行う資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人である場合には、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で以下の①乃至⑤に掲げる行為（投信法第193条第1項第5号に掲げる取引（不動産の管理の委託）その他本投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条乃至第118条）。

- ① 有価証券の取得又は譲渡
- ② 有価証券の貸借
- ③ 不動産の取得又は譲渡
- ④ 不動産の貸借
- ⑤ 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引等以外の特定資産に係る取引

(4) 利害関係人等に対する取引状況等

該当事項はありません。

3 【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主の権利

投資主が有する主な権利の内容及び行使手続の概要は以下のとおりです。

① 投資口の処分権

投資主は投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡できます（投信法第78条第1項、第3項）。投信法上、投資口を譲渡するには、投資証券を交付しなければならないこととされています（投信法第78条第3項）が、投資証券の電子化により、本投資法人の投資口は振替法に定める振替投資口に該当するため、投資口の譲渡は、譲受人がその振替口座簿における保有欄に当該譲渡に係る口数の増加の記載又は記録を受けることにより行われることになります（振替法第228条、第140条）。ただし、振替投資口の譲渡は、振替投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません（投信法第79条第1項）。

② 投資証券交付請求権及び不所持の申出

投信法において、投資主は、投資口が発行された日以後、遅滞なく投資証券の交付を受けることができ（投信法第85条第1項）、また、投資証券の不所持を申し出ることもできる（投信法第85条第3項、会社法第217条）とされています。ただし、投資証券の電子化により、本投資法人の投資口は振替法に定める振替投資口に該当するため、投資口については、投資証券を発行することができず（振替法第227条第1項）、振替機関が振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときに限り、投資主は、投資証券の発行を請求することができます（振替法第227条第2項）。

③ 金銭の分配を受ける権利

投資主は、投信法及び本規約に定められた金銭の分配方針に従って作成された金銭の分配に係る計算書に従い、金銭の分配を受ける権利を有しています（投信法第77条第2項第1号）。金銭の分配方針に関しては前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（3）分配方針」をご参照ください。

④ 残余財産の分配を受ける権利

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています（投信法第77条第2項第2号）。

⑤ 投資主総会における議決権（投信法第77条第2項第3号）

投信法又は本規約により定められる一定の事項は、投資主より構成される投資主総会で決議されます（投信法第89条）。投資主は投資口1口につき1個の議決権を有しています（投信法第94条第1項、会社法第308条第1項）。投資主総会においては、原則として出席した投資主の議決権の過半数をもって決議されますが（本規約第10条第5項）、本規約の変更その他一定の重要な事項に関しては、発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資主が出席し、その議決権の3分の2以上により決議されなければなりません（投信法第140条等、第93条の2第2項）。

投資法人は一定の日（以下、「基準日」といいます。）を定めて、基準日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主をその権利を行使することができる者と定めることができます（投信法第77条の3第2項）。なお、投資主総会が決算日から3ヶ月以内に開催される場合には、当該決算日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使できる投資主とします。ただし、本投資法人は、役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する一定の日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、投資主総会において議決権を行使できる投資主とすることができます（本規約第10条第2項）。

投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第90条の2第2項）。また、電磁的方法による議決権の行使は、あらかじめその用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、本投資法人の承諾を得て、投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本投資法人に提供して行います。電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条の2第1項、第3項、投信法施行令第59条、投信法施行規則第157条）。さらに、投資主は、代理人により議決権を行使することができます（投信法第94条第1項、会社法第310条）、投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を有する他の投資主1名に限られます（本規約第10条第7項）。これらの方法にかかわらず、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、本規約第11条第1項）。ただし、かかるみなし賛成の規定は、投資口の併合、役員及び会計監査人の解任、規約の変更（みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限ります。）、解散、資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意、資産の運用に係る委託契約の解約に係る議案の決議には適用されません（本規約第11条第2項）。

⑥ 書面交付請求権

投資主は、本投資法人に対し、電子提供措置により提供される事項（以下、「電子提供措置事項」といいます。）を記載した書面の交付を請求（以下、「書面交付請求」といいます。）することができます（投信法第94条第1項、会社法第325条の5第1項）。書面交付請求がされた場合、執行役員は、書面交付請求をした投資主（当該投資主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日を定めた場合にあっては、

当該基準日までに書面交付請求をした者に限ります。)に対し、当該投資主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければなりません。ただし、本投資法人は、書面交付請求がされた場合においても、投信法施行規則で定めるものの全部又は一部について、投資主に対して交付する書面に記載しないことができます(投信法第94条・会社法第325条の5第3項、規約第10条第10項)。書面交付請求をした投資主がある場合において、その書面交付請求の日(当該投資主が以下に記載する異議を述べた場合にあっては、当該異議を述べた日)から1年を経過したときは、本投資法人は、当該投資主に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下、「催告期間」といいます。)内に異議を述べるべき旨を催告することができます。この場合、投資主が催告期間内に異議を述べない限り、当該投資主がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失います。

⑦ その他投資主総会に関する権利

発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主(6ヶ月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。)は、投資主総会の会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を執行役員に提出して投資主総会の招集を請求することができます(投信法第90条第3項、会社法第297条第1項)。

発行済投資口の総口数の100分の1以上に当たる投資口を有する投資主(6ヶ月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。)は、執行役員に対して会日より8週間前に書面をもって一定の事項を投資主総会の会議の目的となすべきことを請求することができます。ただし、その事項が投資主総会で決議すべきものでない場合はこの限りではありません(投信法第94条第1項、会社法第303条第2項)。

発行済投資口の総口数の100分の1以上に当たる投資口を有する投資主(6ヶ月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。)は、投資主総会招集手続及びその決議の方法を調査させるため、投資主総会に先立つて検査役の選任を本投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長に請求することができます(投信法第94条第1項、会社法第306条第1項)。

投資主は、招集の手続若しくは決議の方法が法令若しくは本規約に違反し又は著しく不公正なとき、決議の内容が本規約に違反するとき又は決議につき特別の利害関係を有する投資主が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときは、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます(投信法第94条第2項、会社法第831条)。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議の不存在又は無効を確認する訴えを提起することができます(投信法第94条第2項、会社法第830条)。

⑧ 訴権等

6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面にて執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えを提起することができる(投信法第116条、会社法第847条第1項)ほか、執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは本規約に違反する行為を行い、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、執行役員に対してその行為を止めるよう請求することができます(投信法第109条第5項、会社法第360条第1項)。

執行役員及び監督役員は投資主総会に発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数により解任することができます。また、執行役員又は監督役員の職務遂行に関して不正な行為又は法令若しくは本規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主(6ヶ月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。)は、30日以内に当該執行役員又は監督役員の解任の訴えを提起することができます(投信法第106条、第104条、会社法第854条第1項)。

発行済投資口の総口数の100分の3以上に当たる投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、検査役の選任を本投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長に請求することができます(投信法第110条)。

投資主は、投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、本投資法人に対して投資口発行無効確認の訴えを提起することができます(投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号)。

投資主は、本投資法人の合併がある場合、その手続に瑕疵があった場合には、本投資法人に対して合併無効

確認の訴えを提起することができます（投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号）。

投資法人の吸収合併が法令又は規約に反する場合等の一定の場合において、吸収合併消滅法人の投資主が不利益を受けるおそれがあるとき、又は、吸収合併存続法人の投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、投資主は、本投資法人に対し、吸収合併をやめることを請求することができます（投信法第150条、会社法第784条の2、会社法第796条の2）。また、投資法人の新設合併が法令又は規約に反する場合において、新設合併消滅法人の投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、投資主は、本投資法人に対し、新設合併をやめることを請求することができます（投信法第150条、会社法第805条の2）。

投資主は、投資口発行が法令若しくは規約に違反する場合、又は、投資口の発行が著しく不公正な方法により行われる場合には、本投資法人に対して投資口の発行をやめることを請求することができます（投信法第84条第1項、会社法第210条）。

投資主は、投資口の併合が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、当該投資口の併合をやめることを請求することができます（投信法第81条の2第2項、会社法第182条の3）。

⑨ 帳簿閲覧権

投資主は、理由を明らかにすることにより、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計の帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第128条の3第1項）。

⑩ 少数投資主権の行使手続（振替法第228条、第154条）

振替投資口に係る少数投資主権の行使に際し、本投資法人に対する対抗要件の有無は、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判断されます。そのため、投資主は、少数投資主権の行使にあたり、振替機関が本投資法人に対し自己の氏名又は名称及び住所その他一定の事項に関する通知（個別投資主通知）を行うよう、投資主が口座を開設している口座管理機関に対して申し出る必要があります。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対してなされた後4週間が経過する日までの間、少数投資主権行使することができます。

⑪ 投資口買取請求権（投信法第149条の3、第149条の8、第149条の13）

投資法人が合併する場合に、合併契約承認のための投資主総会に先立って合併に反対する旨を投資法人に通知し、かつ、当該投資主総会において合併に反対した投資主は、投資法人に対し自己の有する投資口を公正な価格で買い取ることを請求することができます。

⑫ 新投資口予約権無償割当（投信法第88条の4、第88条の13、第88条の14）

投資法人が、投資主に対して新たに払込みをさせないで当該投資法人の新投資口予約権の割当（以下、「新投資口予約権無償割当」といいます。）をする場合には、当該投資法人以外の投資主の有する投資口の口数に応じて新投資口予約権の割当を受ける権利を有します。なお、投資法人は、新投資口予約権無償割当を行なう場合に限り、新投資口予約権を発行することができます。

（2）投資法人債権者の権利

投資法人債権者が有する主な権利の内容及び行使手続の概要は以下のとおりです。

① 投資法人債の処分権

本投資法人は、無記名式の投資法人債券のみを発行しています。投資法人債券が無記名式である場合、投資法人債権者は、A. 当該投資法人債が登録債でない場合は投資法人債券を交付することにより、B. 当該投資法人債が登録債の場合は譲渡人及び譲受人間の意思表示により、投資法人債を第三者に譲渡することができます。譲受人がかかる譲渡を本投資法人に対抗するためには、A. 当該投資法人債が登録債でない場合は投資法人債券の引渡し及び継続占有が、B. 当該投資法人債が登録債の場合は移転の登録が、それぞれ必要となります。なお、後記「⑧振替法の適用」記載のとおり振替投資法人債に移行された投資法人債券の権利移転は株式会社証券保管振替機構及び一般振替制度に参加する銀行・第一種金融商品取引業者等の口座管理機関が管理する振替口座簿の記録によりなされることとなります。